

岩手県告示第695号

岩手県文化スポーツ表彰実施要綱を次のように定める。

平成29年9月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県文化スポーツ表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、文化及びスポーツの振興に顕著な功績のあったものの表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 芸術、生活文化等文化芸術の各分野における創作、普及等の諸活動を通じ、文化芸術の振興に著しく寄与した者又は団体
- (2) スポーツの指導者として活動し、スポーツの振興に顕著な功労があった者
- (3) スポーツの競技者として技術の研さんに努め、優秀な成績を挙げた者
- (4) 地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体であって、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの